

■ 政務調査費制度

項目	考え方の根拠
政務調査費とはどのような制度ですか？	平成12年5月に地方自治法の一部改正が行われ、地方議会の活性化を図り、その審議能力を強化していくことを目的に、地方議会の議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、地方議会における会派、議員に対し調査研究のための必要な経費の一部として、条例により政務調査費を交付できる制度がつけられたものです。